

平成31年4月から肉用繁殖雌牛の ヨーネ病検査が始まります！

岐阜県では、牛のヨーネ病の定期的な検査は、乳用牛を対象に実施していました。

しかし近年、肉用繁殖雌牛でのヨーネ病発生が全国的に増加傾向であることから、平成31年4月より、乳用牛に加え、肉用繁殖雌牛(6ヶ月齢以上の育成牛含む)を検査対象とすることとしました。

岐阜県の肉用牛を守るための対策となりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ヨーネ病とは

牛に頑固な下痢を起こさせる細菌性の伝染病です。
感染牛の糞便から経口感染し、数か月～数年後に発症します。
発症前であっても菌を排出するため、感染が広がりやすい病気です。

検査内容

対象牛：繁殖のために飼養している6ヶ月齢以上の肉用雌牛
検査方法：血液検査
検査手数料：350円/頭
(証明書が必要な場合には、別途証明書交付手数料350円がかかります)

検査日程

市ごとに、2年に1回のサイクルで実施します。
実施区域は毎年指定します。

ヨーネ病と診断された場合には

患畜となった牛は、家畜伝染病予防法に基づき、殺処分します。
患畜に対しては、国から手当金が支払われます。
患畜摘発後は、同居牛の検査を行い、清浄性を確認します。

☆乳用牛はこれまで通り、2年に1回ヨーネ病検査を実施します。
☆県外導入牛は、随時検査を実施しますので、家畜保健衛生所へご連絡ください。

東濃家畜保健衛生所

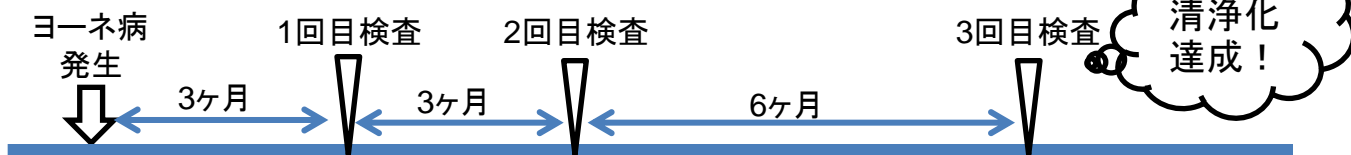
TEL0573-26-1111(内395) FAX0573-25-7669

E-mail:c24507@pref.gifu.lg.jp



1、同居牛検査とは？

- ・患畜摘発後、少なくとも年3回の同居牛の検査が必要です。
- ・同居牛検査で陰性が確認されれば、清浄化農場となります。



2、ヨーネ病発生農場から子牛を出荷するには？

- ・出荷前に2回の検査が必要です。
- ・検査で陰性が確認されれば、陰性証明書を付けて、出荷することができます。(検査料および証明手数料がかかる可能性があります)

【具体例】

☆ヨーネ病発生時、出荷予定子牛は、3ヶ月の間隔を空けて、2回の検査が必要です。



繁殖に供する場合には、導入先の農場では、1回以上の検査が必要です。
肥育に供する場合は必ずしも必要ではありません。

※出荷予定子牛が6~9ヶ月齢の場合、例外的に、1回の検査で陰性が確認されれば、出荷可能です。

※繁殖に供する場合には、導入先の農場では、3ヶ月の間隔を空けた2回以上の検査が必要です。
肥育に供する場合は必ずしも必要ではありません。

☆不明な点は、家畜保健衛生所までお問い合わせください。

東濃家畜保健衛生所

TEL0573-26-1111(内395) FAX0573-25-7669

E-mail:c24507@pref.gifu.lg.jp